

## 2 監査委員の意見

審査の結果は、次のとおりである。

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算計数については、関係諸帳票をはじめ関係書類並びに指定金融機関の現金出納月計総括表及び預金明細表と合致し、正確であることを確認した。

また、予算の執行、収入・支出事務及び財産の管理等に係る事務については、後述の意見のとおり一部に留意改善を要する事項が見受けられたため改善努力を求めたものはあったが、議会の議決の趣旨に沿って総じて適正に処理されているものと認められた。

※予算の執行等に係る事務については全体として適正に処理されているが、一部に留意改善を求めた事項があるため、「総じて適正」としている。

## 審査意見

### ア 財政健全化の推進について

歳入については、株取引の活発化及び株価の上昇に伴い株式等譲渡所得などが増加したことなどによる個人県民税、企業収益の増加に伴い法人事業税などの県税に加え、地方法人特別譲与税などの増に伴い地方譲与税が増加したものの、地方交付税が減少するなど、依然として歳入の確保は困難となっている。

一方、歳出については、職員数の削減や給与カット、公共投資の縮減・重点化をはじめ、数々の歳出削減策に努めてはいるものの、社会保障関係費や公債費などの義務的経費が増嵩し、経済・雇用対策を始めとするさまざまな行政需要にも応えていく必要があり、加えて保有土地に係る多額の将来負担額の計画的な解消にも取り組まなければならない。さらに、東日本大震災からの復旧・復興対策や、東京電力福島第一原発事故の風評被害の払拭に引き続き取り組んでいく必要がある。歳入・歳出の状況に鑑みれば、本県財政は、今後とも厳しい状況が続くものと見込まれる。

このような財政状況の中で、東日本大震災の教訓を踏まえた災害に強い県土づくりや地域経済の活性化を図る経済・雇用対策、全ての県民が安全、安心、快適に暮らせる「産業大県・生活大県」づくりを着実に実施していくためには、「第6次茨城県行財政改革大綱」の基本方針に沿って、ゼロベースの視点に立った事務事業の徹底した見直しによる歳出の削減に努めるとともに、県有財産の売却や貸付け、県税徴収率の向上など、あらゆる歳入確保対策に総力を挙げて取り組む必要がある。それに加えて、国と地方の税財源の配分の見直しや、地方交付税の充実・総額の確保を図るため、地方六団体とも連携しながら、国に対して、地方税財政制度の改革に関し粘り強い要請に努めるなどして、持続可能で健全な財政構造の確立に努められたい。

なお、一般会計における平成25年度末県債現在高は2兆1,027億70百万円と、前年度に比べて496億34百万円増加している。このうち、公共投資に充てるための県債の新規発行額については、平成11年度以降公共事業の縮減・重点化に努め発行を大きく抑制してきたことから、その残高については平成18年度をピークに減少に転じその取り組みの成果をあげてきてはいるが、国の地方財政対策により地方財政の収支不足等を補うため、制度的に発行せざるを得ない地方交付税の代替財源である臨時財政対策債などの特例的県債の発行額が、平成21年度以降1,000億円を超える状況となっており、全体の残高は年々増加している。これらの特例的県債は、その元利償還金のほとんどが地方交付税の基準財政需要額に算入する

こととされているものの、国の厳しい財政状況を鑑みると、現在の交付税措置が将来も確実に行われるかなどの懸念もあり、県の債務であることに相違はないことから、将来の世代に過大な負担を残さないためにも、プライマリーバランスの黒字化など財政の健全化を図り、県債の新規発行の抑制に努められたい。

#### イ 収入未済額の縮減及び不納欠損処分について

一般会計における収入未済額は、前年度に比べて13億61百万円減少し、130億45百万円となった。そのうち主なものは、県税の112億23百万円である。

県税の収入未済額にあって、個人県民税については賦課徴収を行う市町村の徴税力強化支援、県賦課徴収分については、主に自動車税において納期内納付の促進や文書催告の強化に加え、差押えなどの滞納整理に取り組んだ結果、収入未済額は前年度に比べて12億38百万円減少し、3年連続の縮減となった。

これは、前述の収納対策の努力が成果として現れたものといえる。

徴収率については、依然として全国低位にあるものの、前年度に比べ0.3ポイント上昇し96.2%となった。

個人県民税の収入未済額については、前年度に比べ7億49百万円減少し83億97百万円となり、前述の取り組みが一定の成果を挙げているものの、県税全体の収入未済額の74.8%を占め、割合が年々増加していることから、引き続き市町村の徴税力強化を図る必要がある。よって、今後も市町村の実情を踏まえ、税務課、市町村課及び県税事務所は、茨城租税債権管理機構とも連携して、必要な助言、協力などを行うとともに、平成27年度から全市町村において実施する、原則すべての事業主を個人住民税（個人県民税・個人市町村民税）の特別徴収義務者に指定する新たな取組について、円滑な実施が図られるよう準備を進め、徴収率向上と収入未済額の縮減に努められたい。

また、県賦課徴収分の収入未済額の63.3%を占める自動車税については、引き続きコンビニ納税や電子納税の利用促進に加え、口座振替制度の更なる普及促進を図るほか、文書催告を強化するとともに、差押えや車検切れ自動車に係る滞納対策など、滞納者の実態に応じた効果的、効率的な滞納整理に一層取り組み、収入未済額の縮減に努められたい。

なお、税負担の公平性と歳入確保の観点から、他の税目の滞納者に対しても財産調査を徹底し、差押えやその財産の公売を適切に実施するなど滞納処分の強化に努め、収入未済額の縮減に努められたい。

県税以外の収入のうち県営住宅使用料の収入未済額は、滞納者への納入指導強

化、高額滞納者への法的措置及び退去した滞納者への債権回収会社を活用した納入指導などを粘り強く実施したことにより、前年度に比べて19百万円減少し、3億64百万円となり、2年連続して滞納額、滞納者数とも減少した。引き続き、収入未済額の縮減に向けて適正かつ徹底した管理を行い、収入未済額の縮減と新たな発生防止に努められたい。

特別会計における収入未済額は、前年度に比べて2億77百万円増加し、47億5百万円となっている。主なものは、中小企業事業資金の高度化資金貸付金償還金等であり、経営指導面では、滞納者に対する継続した巡回指導や中小企業診断士等の専門家派遣による経営再建支援などのきめ細やかな指導を実施し、また、納付面においても、分割納入指導を行っているものの、前年度と比べて2億65百万円増加し40億77百万円となっている。このため、継続した経営指導や、再建が困難な滞納者に対しては、担保物件の処分や法的整理など個々の対策に加え、貸付原資の一部を借入している中小企業基盤整備機構と連携しながら収入未済額の縮減を図るほか、貸付先の経営動向の把握や適切な助言・指導を行い新規発生の防止に努められたい。

一般会計の不納欠損額は16億28百万円となっており、その過半は県税の15億82百万円である。また、特別会計の不納欠損額として、5百万円が計上された。

平成25年度末の未収私債権額は、一般会計と特別会計を合わせ58億83百万円と前年度に比べて1億45百万円増加している。このため、回収が期待できない債権（私債権）については、「時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」（平成24年12月総務部行財政改革・地方分権推進室策定）の一層の周知を図り、徴収の手法については、全庁的に統一した取扱方針等に基づき適切な対応に努められたい。

なお、やむを得ず不納欠損処分を行う場合は、滞納者の資力調査等の徹底を図るなど、負担の公平性・公正性の確保に努められたい。

#### ウ 財産の管理・処分について

県有財産のうち分譲を目的とした土地は、工業用地等として636ha、住宅・業務用地等としてつくばエクスプレス沿線189ha、阿見吉原土地区画整理事業で28haなど、大量の未処分用地を保有している。

本県では、最先端の科学技術やものづくり産業の集積に加え、平成27年度に首都圏中央連絡自動車道の県内区間の全線開通が見込まれるなど、陸・海・空の広域交通ネットワーク整備が着々と進展し、企業立地にとって好環境が醸成されつ

つある。

したがって、企業誘致活動においては、引き続き茨城産業再生特区による税の特例措置などの立地促進策の活用や、本県の立地優位性の積極的なPRを行うとともに、企業誘致の実現には、企業の設備投資情報のいち早い把握が重要であることから、新たに体制が強化された「立地推進室」や「立地推進東京本部」を中心に全庁をあげて、これまで以上にあらゆるネットワークを活かした販売促進活動に努められたい。

なお、県や公社が保有している土地に係る県の将来負担見込額を計画的に解消するため取り組んできている保有土地対策については、巨額の県費が投入されていることを十分に認識し、これ以上の県民負担が発生しないよう着実な実行に努められたい。

その他の土地については、旧畜産試験場敷地など未利用地53haのほか、職員住宅の用途廃止に伴い新たに未利用地となることが見込まれる用地があるが、これら未利用地については、平成24年度の行政監査（「県有財産（土地）の有効活用」）の結果なども踏まえながら、土地の有効活用や売却処分を推進し、適切な財産管理に努められたい。

#### エ 県の出資団体等の経営改善について

出資団体等については、県民のニーズに真に適合しているか、県民福祉の増進に寄与しているか、効率的な経営が行われているかなど団体の在り方や運営について十分な検討を行うとともに、公益法人制度改革等を踏まえ、引き続き団体に対して適切な指導監督を実施しながら、県関与の必要性の検証に努められたい。

なお、県土地開発公社及び県開発公社については、多額の財政支援策が講じられているところであることから、今後とも県民に対して経営や県の支援について十分な説明責任を果たしていくとともに、県の将来負担等を念頭におきながら経営改善を図るためのあらゆる方策を講じて「改革工程表」に基づき保有土地の計画的処分を鋭意進めるよう指導願いたい。

#### オ 事務事業の執行について

定期監査の結果、軽油の路上採取業務で誤採取していた事例や、修繕工事で不適切な契約手続きをしていた事例、収入未済額の債権管理が適切に行われていなかった事例など、事務の執行に関して不適切な事務処理が見受けられたため、改善措置を講ずるよう求めてきたところである。

監査結果の中には、依然として基本的な財務会計の事務処理の誤りが多く見受けられたことから、職員研修の充実や職場内のチェック体制の強化に努めるなど、財務会計事務の執行能力の向上に努められたい。

また、事務事業の執行に当たっては、県民福祉の向上を達成するために、今後とも、法令等に従った適正かつ正確な財務事務の執行や経費の削減を図るとともに、最少の経費で最大の効果が得られるよう、常に経済性・効率性・有効性を念頭においた事業の執行に努められたい。

なお、県においては、東日本大震災からの速やかな復旧・復興に取り組んできたところであるが、被災した施設の災害復旧事業が、県民生活の復興支援につながるものとなっていたかを検証した結果も踏まえ、引き続き東日本大震災からの復旧・復興に最優先で取り組むとともに、防災体制の強化や、風評被害の払拭等に努められたい。

監委第208号  
平成26年9月8日

茨城県知事 橋本 昌 殿

茨城県監査委員 磯崎 久喜雄  
同 森田 悦男  
同 小沼 均  
同 齋藤 良彦

平成25年度茨城県歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見について

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき、平成26年8月8日付けで審査に付された平成25年度茨城県歳入歳出決算並びに茨城県美術資料取得基金及び茨城県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金の運用状況について審査したので、次のとおり審査意見書を提出します。